

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月19日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川 直友

1 契約の概要

令和5年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金携帯レンタル

2 履行(納品)場所

こども青少年局こども家庭課

3 契約日

令和5年4月11日

4 履行日又は履行期間

令和5年4月28日から令和5年9月5日まで

5 契約金額

989,450円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社ミナト事務器

横浜市南区中里1-9-27

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

国の決定に基づき、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を非常に短い期間で実行しなければならず、通常の契約手続きを実施する暇がなく、至急の事務においても適正かつ正確な業務を遂行するために、既に本市で同様の業務実績のある事業者と緊急契約を結ばざるを得なかったため。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社ミナト事務器

契約相手方は、新型コロナウイルス感染症の影響による各区の連絡調整用として本市での携帯電話のレンタル実績があります。また、給付金の申請開始まで暇がない中、携帯電話にて局と区の連携を取れる体制を至急構築する必要があること及び、上記の業務実績等により迅速な携帯電話の配備が可能なことから、過去に本市での携帯電話

レンタルの実績があり、今回の業務においても迅速かつ適切な対応が可能であると判断できる当該事業者を選定しました。

9 所管課

こども青少年局こども家庭課